

岐阜県公報

規 則

号 外 (一) 令 和 六 年 十 二 月 二 日

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十九号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式の四中

被保険者証の
記号・番号

を

被保険者等
記号・番号

に改める。

別記第二号様式の六中

被保険者証の
記号・番号

を

被保険者等
記号・番号

に改める。

別記第十五号様式の五裏面注意事項第二号中「に医療保険の被保険者証」及び「添えこ」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県児童福祉法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県児童福祉法施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の

目 次

規 則

○岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

（保健医療課）

ページ
一

調整をしたものによることができる。

令和六年十二月二日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一
岐 阜 文 芸 社